

八雲町ふるさと応援寄附金制度

～八雲町出身者や八雲町にゆかりのある方へPRをお願いします～



一般的に「ふるさと納税」と呼ばれている制度ですが、正確には「納税」ではなく、所得税や個人住民税の優遇措置が受けられる「寄附金」制度として誕生し、今年4月に法改正が行われました。
これにより、町では「八雲町ふるさと応援寄附金条例」を制定し、町内外の方を対象に応援寄附金の募集を開始しました。

《優遇措置とは》

居住先の税務署で確定申告を行うことで、所得税と翌年度の個人住民税が軽減されます。

優遇内容...寄附金額から5,000円を控除した残りの金額が軽減されますが、軽減額には上限があり、所得額により個人ごとに異なります。

計算例) 所得税率 10%、個人住民税額 298,000円(均等割 4,000円、所得割 294,000円)の方が4万円を寄附した場合の優遇内容。

所得税：3,500円((40,000円 - 5,000円) × 10%)
確定申告の際に減額して課税または還付されます

個人住民税：31,500円(+)

特別控除分：

(40,000円 - 5,000円) × 80% = 28,000円

所得割額 294,000円 × 10%が上限となります

基本控除分：

(40,000円 - 5,000円) × 10% = 3,500円

翌年度の個人住民税(都道府県民税と市町村民税の合算額)から減額して課税されます

《応援寄附金の使い道》

新八雲町総合計画に定めた7つの施策区分ごとに有効活用を図ります。



《応援寄附金の申し込み方法》

寄附金申込書(ホームページからダウンロードまたは役場へ請求)に必要な事項を記入のうえ、企画振興課へ提出してください。



《応援寄附金の納入方法》

納付書...北洋銀行・札幌銀行・江差信用金庫の本支店で納入する納付書をお送りします

振込書...ゆうちょ銀行窓口で納入する振込書をお送りします

現金・現金書留...役場企画振興課宛に直接持参または現金書留でお送りください

寄附金申し込みの際に ~ を選択してください。

町では、活気あふれる個性豊かなまちづくりを進めるため、多くの応援寄附金を募集します。しかしながら、個人情報保護制度により、八雲町出身者や八雲町にゆかりのある方へは、ご本人の同意なしに、町から「ふるさと応援寄附金制度」を周知することが大変困難な状況となっています。

つきましては、町民皆様から知友人にPRしていただき、またよご協力をお願いします。

詳しくは、企画振興課企画係までおたずねください。(ホームページは次のとおり)

<http://www.town.yakuno.lg.jp/r/kikaku/osen/>



町道民税の第2期分と国民健康保険税の第3期分の納期限は、9月1日です。